認定電気工事従事者の申請について

令和５年３月

北海道産業保安監督部

電力安全課

**１．電気工事士の資格と作業範囲について**

図　電気工事士の資格とその作業範囲

　　　　　　　　　　　　　　 　 ①　　　　　　　 ①第一種電気工事士（③、④除く）

**自家用電気工作物**

　（最大電力５００ｋＷ未満の需要設備）

　　 ネオン工事 　　 ③　　　　　　　 　 ③特種電気工事資格者（ネオン工事）

　 非常用予備発電装置工事 　　 ④　　　　　　 　 ④特種電気工事資格者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（非常用予備発電装置工事）

簡易電気工事（電線路以外の６００Ｖ　 ①

以下で使用する電気機器、配線等の工事） ⑤　　　　　　　　　⑤認定電気工事従事者

**一般用電気工作物** ①

　 　 ②　　　　　　　　　②第二種電気工事士

**２．認定電気工事従事者認定証を取得するための条件**

認定電気工事従事者認定証を取得するためには、電気工事士法第４条の２第４項の規定に基づき、電気工事士法施行規則で定めるところにより、以下に掲げる①から④に該当する者が、住所地を管轄する産業保安監督部長（北海道の場合は北海道産業保安監督部長）に申請し、認定証の交付を受けられる。

　一　第一種電気工事士試験に合格した者

　二　第二種電気工事士であって、第二種電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事士法施行規則第２条の４第１項に規定する電気に関する工事に関し３年以上の実務の経験を有し、又は経済産業大臣が定める簡易電気工事に関する講習（以下、「認定電気工事従事者認定講習」という。）の課程を修了したもの

　三　電気主任技術者免状の交付を受けている者又は電気事業主任技術者であって、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関し３年以上の実務経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習の課程を修了したもの

　四　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者

**３．認定電気工事従事者認定証の申請について**

（１）　必　要　な　書　類

【必須書類】

1. 認定電気工事従事者認定証交付申請書（電気工事士法施行規則様式第５の２）（**４，７００円**分の収入印紙が必要）
2. 電気工事士法第４条の２第４項の認定申請書（電気工事士法施行規則様式第１の５）
3. 現住所を確認出来る公的証明書　１枚

※詳細は以下の「（２）記載上の注意　③」を参照

1. 写真１枚　（縦４㎝×横３㎝のもので申請日前６ヶ月以内のもの）
2. 返信用封筒（長型３号　縦２３㎝×横１２㎝程度のもの。切手不要。）

* ⑤は、認定証を申請者に確実に届けるためにお願いしています。

⑥　申請者の連絡先、電話番号等がわかるもの（メモ等）

【申請形態（２．一～四）によって必要となる書類は以下のいずれか】

⑦－１「第一種電気工事士試験合格者」については、当該合格証書の写し　※（注１）、（注２）

⑦－２「実務経験により申請する者」は以下の書類

・電気工事士免状の写し又は電気主任技術者免状の写し

・実務経験証明書

・実務経験算定シート　※第2種電気工事士の実務経験で申請する者のみ

⑦－３「認定講習修了者」については、以下の書類

・電気工事士免状の写し又は電気主任技術者免状の写し

・認定電気工事従事者認定講習修了証及びその修了証に記載された事項を証明する書類（ただし、当該修了証に記載された事項を証明する書類については、当該事項についてあらかじめ経済産業大臣の確認を受けた場合にあっては、その旨を記載した書類をもって代えることができます。）

（注１）第一種電気工事士免状を取得されている方は、この資格の申請は不要です。

（注２）電気工事士免状、電気主任技術者免状及び第一種電気工事士試験合格証書の原本は送付しないで下さい。

上記の必要書類一式（①～⑦）を用意し、以下の住所宛てにご提出ください。

なお、郵送にてご提出される際は、書類を確実に受理するために**簡易書留**でご郵送ください。

【提出先住所】

〒060-0808　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎

北海道産業保安監督部　電力安全課

（２）　記　載　上　の　注　意

①　認定電気工事従事者認定証交付申請書（電気工事士法施行規則様式第５の２）

* 申請日、住所、氏名、生年月日を記載してください。
* 氏名にはカタカナでフリガナをお願いします。
* 住所の上に郵便番号の記入をお願いします。
* **４，７００円**分の収入印紙を申請書の右上余白に過不足なく貼付してください。

印紙額は、超過、不足とも受付できません。また、収入印紙には割印を押さないでください。

1. 電気工事士法第４条の２第４項の認定申請書（電気工事士法施行規則様式第１の５）

・申請日、住所、氏名、生年月日を記載してください。

・経験年数を記入する場合は、年月の年のみを記載してください。

1. 現住所を確認出来る公的証明書（以下のいずれかを１枚）

・住民票　（発行日が申請書の申請日前３ヶ月以内のもの）

・運転免許証の写し　（有効期限内のもの、住所変更を行っている場合は裏面も必要）

・マイナンバーカードの写し　（有効期限内のもの）

・住民票記載事項証明書　（発行日が申請書の申請日前６ヶ月以内のもの）

※現住所を確認できないもの、発行後に申請者本人が自ら記入・修正できるもの、公的証明書でないものは不可（健康保険証、パスポート、民間団体が発行する会員証等）

④　写真

* 申請書提出前６ヶ月以内に撮影した縦４㎝×横３㎝のもの。（１枚）
* 裏面に氏名、生年月日を記入してください。
* 撮像は上半身、無背景のもので、不鮮明、汚損等がないこと。

⑤　返信用封筒（認定証を申請者に確実に届けるためにお願いしています。）

* 返信用封筒は、長型３号（縦２３㎝×横１２㎝）にしてください。
* 確実に受けとれるあて先（自宅又は勤務先）を記載してください。
* 切手は不要です。

1. 実務経験証明書

＜書類審査をスムーズに進めるため、正式に申請する前に電力安全課に**メール**またはFAXで事前確認を受けるようお願いします。＞

（一般記載事項について）

・ 証明書は、証明者が申請者を雇用していた期間についての証明です。

* ２ヵ所以上の会社の所属期間を通じて通算３年以上の電気工事の実務期間とする場合は、

それぞれの期間に従事していた雇用者毎の実務経験証明書が必要です。

・ 勤務先の名称は正式なもの（例．「(株）」は不可）とする。社名に相当する通称名を用いて

いない自営業者の場合は、「自営」又は「自営業」と記入してください。

（実務経験について）

・ 実務経験の年月は、端数となる日数を切り捨てて記載してください。

・ 証明者は次の事項に留意してください。

＊実務経験証明書の実務経験は、電気工事士免状又は電気主任技術者免状収得後から３年以上

（最低３６ヶ月以上）の実務経験について証明してください。実務経験とは以下のものを指し

ます（電気工事期間は、建物全体の建設工事期間ではありません。）。

ａ）電気工事士であれば、電気に関する工事に携わった正味の通算期間。

ｂ）電気主任技術者であれば、電気工作物の工事、維持若しくは運用に携わった正味の通算期

間。

＊実務経験証明書の職務の内容の欄には、電気工事士免状又は電気主任技術者免状収得後、作

業者として従事した電気工事について５件程度記載（工事名、工事期間、需要設備の最大電

力など）する他、従事した電気工事の全件数を記載してください。

（記載内容の証明について）

・ 証明印は、法人の場合は代表者印を押してください。

　・ 証明日は、実務経験証明書の通算期間欄に記載された期間以降の日付です。

　・ 証明者欄には、証明者の電気工事業の登録番号があれば付記をお願いします。（参考：電気工事

業法第３条、３４条）

1. 実務経験算シート　【第2種電気工事士の実務経験で申請する者のみ】

＜書類審査をスムーズに進めるため、正式に申請する前に電力安全課に**メール**またはFAXで事前確認を受けるようお願いします。＞

(作成上の注意)

・「工期」は、電気工事以外を含めた建物全体の建設工事期間となります。

・「実務に従事した期間」は申請者が電気工事に従事した期間になります。

・「実務経験年月数」には週休日等を除く、電気工事に従事した正味の日数を月数に換算してください。

※「うち実務に従事した期間」の月数ではありません。

・「うち実務に従事した期間」に重複がある場合は、重複する月数分を「実務経験年月数」の合計から除いてください。

・36月（12月×3）を超えるよう、4年程度分（48日程度）の記載をお願いいたします。

※上記以上の工事をご記載いただく必要はありません。

・「１．一般用電気工作物」においては、工事物件の受電電圧が600V以下であることを確認し計上してください。

・「２．自家用電気工作物」においては、最大電力（電力会社との契約電力）が500kW以上の需要設備の電気工事を計上してください。最大電力500kW未満の需要設備の電気工事は、第二種電気工事士では低圧部分であっても従事できないことから、実務経験に計上できません（実務経験として計上した場合は電気工事士法違反になります）。

・算定シートは必要に応じて行を追加、削除しても構いません。

※申請書・実務経験証明書はレイアウトの変更不可

〇申請にあたりご不明な点等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

電話　　011-709-2311（内線2720～2722）　FAX 011-709-1796

メール　[bzl-hokkaido-denryokuanzen@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-denryokuanzen@meti.go.jp)